

第18条（情報の提供等における差別の禁止）

（情報の提供等における差別の禁止）

第18条 多数の者に対して情報の提供又は発信を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人が受けることができる手段による情報の提供又は発信を行うことに著しい支障がある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該情報の提供又は発信に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

【解説等】

この条は、情報の提供等における差別の禁止について定めたものです。

障害のある人が日常生活等を営む上で、障害のない人と同様に情報の提供を受けることが重要であり、その提供を確保するため、差別禁止の規定を設けるものです。特に、災害等の非常時においては、情報の提供が受けられないことにより、生命に危険が及ぶ可能性もあります。

「多数の者に対して情報の提供又は発信を行う者」とは、情報の提供又は発信の規模や形態、目的を問わず、広く情報の提供又は発信を行う者を指します。具体的には、行政機関はもちろん、テレビや新聞、ラジオ等のマスメディア、インターネットを通じて情報を提供する事業者等の企業・団体などがその対象に含まれます。

障害のある人の情報の利用に関しては、障害者基本法第22条（18-1）で、国や地方公共団体に対して、情報の利用のバリアフリー化に必要な施策を講じるよう求め（第1項）、行政の情報化・情報通信技術の活用にあたっての配慮義務を課しています（第2項）。

県や市町は、情報通信技術の活用により障害のある人の社会参加を促したり、行政情報を広報するにあたって、通常の広報紙等では不便を感じる障害のある人のために、手話通訳者の活用や点訳資料の作成などの措置を講じること等により、情報の利用のバリアフリー化を図っていく必要があります（18-2）。

また、障害のある人が災害時要援護者に該当することから、県や市町は、災害に備えて、あらかじめ、災害時要援護者の把握に努め、災害情報等を確実に提供するための措置を講ずる必要があります（18-3）。

18-1 障害者基本法（昭和45年法律第84号）〔抄〕

（情報の利用におけるバリアフリー化等）

第22条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 〔略〕

18-2 長崎県障害者基本計画（平成21年6月改訂）〔抄〕

<http://www.pref.nagasaki.jp/syogai/kihonkeikaku/index.html>

第3章 分野別施策の基本的方向

7 情報・コミュニケーション

障害のある人が社会参加していくためには、コミュニケーションできる手段の確保と必要な情報の提供に関する支援が求められます。

県は、IT（情報通信技術）活用の機会拡大を図り、個々の障害特性に応じた情報提供の充実を図るための施策を推進します。

（1）情報バリアフリー化の推進

（2）社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及

（3）情報提供の充実

18-3 みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例（平成25年長崎県条例第23号）

〔抄〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) 〔略〕

(6) 災害時要援護者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等であって、災害時の避難等において援護を要する者をいう。

（災害時要援護者への支援）

第31条 県は、災害時要援護者への情報の提供及び災害時要援護者の避難の支援を円滑に行うため、自主防災組織及び市町と連携して、必要な措置を講ずるものとする。

情報通信事業者や放送事業者等に対しては、障害者基本法第22条第3項で情報の利用のバリアフリー化についての努力義務が課されています（18-4）。

また、放送事業者に対しては、放送法第4条第2項で、字幕放送や解説放送をできる限り多く放送する努力義務が課されています（18-5）。

これらの条文に規定されている措置は、事前的改善措置と呼ばれるものの

1つで、障害のある人に実質的に不利な影響をもたらす現状をあらかじめ改善するための措置のことで。

この条例では、障害のある人の求めがあった後の措置である合理的配慮について規定して、特別な事情がない限り、過度な負担にならない範囲で障害のある人に配慮するよう求めています。障害のある人からの求めがない段階での措置である事前的改善措置についての規定は設けていませんので、情報通信事業者や放送事業者等には、障害者基本法や放送法に基づいて、障害のある人に対する差別をなくするという観点から、あらかじめ社会的障壁の除去のための環境整備を積極的に推進することが望まれます。

18-4 障害者基本法（昭和45年法律第84号）〔抄〕

（情報の利用におけるバリアフリー化等）

第22条 〔略〕

2 〔略〕

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

18-5 放送法（昭和25年法律第132号）〔抄〕

（国内放送等の放送番組の編集等）

第4条 〔略〕

2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送等の放送番組の編集に当たっては、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

「著しい支障がある場合」としては、例えば、放送事業者が字幕放送を行おうとしても、複数人が同時に会話を行う生放送番組のように、技術的に字幕を付すことができない場合や、情報量の減少、表示サイズの低下等放送サービスの著しい損失を伴う場合、解説放送を行おうとしても、主音声に解説を付与する隙間がない場合等が挙げられます。

「その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合」としては、例えば、ある情報を提供又は発信することによって、他人の著作権や著作隣接権を侵害する可能性がある場合や、ある放送番組が県内の放送事業者から放送されていたとしても、その番組が全国ネットの番組であり、県内の放送事業者が対応できる部分がほとんどない場合等が挙げられます。

放送事業者に対して合理的配慮の提供を求めるに当たっては、放送法第1条第2号に「表現の自由の確保」が規定されており、また、同法第3条に「放送番組編集の自由」が規定されていること（18-6）から、不当な干渉とならないよう、注意が必要です。

「法律に定める権限に基づく場合」には放送番組編集の自由への制約が認められていますが、この条例に基づいて、表現の自由や放送番組編集の自由を侵害する形で、何らかの措置を講ずるよう求めることはできません。

ただし、表現の自由や放送番組編集の自由の侵害とはならない範囲で合理的配慮の提供を求める場合において、合理的配慮の不提供が正当化されるような特別な事情がなく、合理的配慮の提供に当たって過度な負担が生じないにもかかわらず、放送事業者が合理的配慮の提供を拒むことは、差別に当たることとなります。

18-6 放送法（昭和25年法律第132号）〔抄〕

（目的）

第1条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

(1) 〔略〕

(2) 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

(3) 〔略〕

（放送番組編集の自由）

第3条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

放送事業者は、総務省が策定している「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」（18-7）に定められている目標に向かって、字幕放送、解説放送及び手話放送の実施・充実を図ることにより、合理的配慮に関する環境整備に努めています。この指針が総務省に設置された「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会」の報告書を受けて策定されたことを考慮すれば、障害のある人がこの指針の内容を超える措置を合理的配慮として求めることは、放送事業者にとって過度な負担に当たることとなります。

放送事業者は、その果たすべき役割の大きさから、指針に定められた目標の着実な達成とともに、視聴覚障害者向け放送の更なる充実に向けた努力が期待されます。

18-7 視聴覚障害者向け放送普及行政の指針〔抄〕

http://www.soumu.go.jp/main_content/000189782.pdf

1 字幕放送（注1）

	普及目標の対象		目標	備考
	対象時間	対象番組		
NHKK	7時から 24時	字幕付与可能な全ての放送番組（注2）	2017年度までに対象の放送番組の全てに字幕付与 大規模災害等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与 災害発生後速やかな対応ができるように、できる限り早期に、全ての定時ニュースに字幕付与	教育放送については、できる限り目標に近づくよう字幕付与する。
放送大学学園			聴覚障害者等のニーズの実態を踏まえ、できる限り多くの放送番組に字幕付与	
地上系民放放送衛星による放送（NHKの放送を除く）			2017年度までに対象の放送番組の全てに字幕付与 大規模災害等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与	県域局については、できる限り目標に近づくよう字幕付与する。 独立U局及び放送衛星による放送については、目標年次を弾力的に捉えることとする。
通信衛星による放送 有線テレビジョン放送			当面は、できる限り多くの放送番組に字幕付与	

注1 字幕放送には、データ放送やオープンキャプションにより番組の大部分を説明している場合を含む

注2 「字幕付与可能な放送番組」とは次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組
技術的に字幕を付すことができない放送番組（例 現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組）

外国語の番組

大部分が器楽演奏の音楽番組

権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組

2 解説放送

	普及目標の対象		目標	備考
	対象時間	対象番組		
N H K	7 時から 24 時	権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組（注3）	2017 年度までに対象の放送番組の 10%に解説付与	教育放送については、対象の放送番組の 15%に解説付与する。
放送大学学園			視覚障害者等のニーズの実態を踏まえ、できる限り多くの放送番組に解説付与	
地上系民放放送衛星による放送（NHK の放送を除く）			2017 年度までに対象の放送番組の 10%に解説付与	県域局については、できる限り目標に近づくよう解説付与する。 独立U局及び放送衛星による放送については、目標年次を弾力的に捉えることとする。
通信衛星による放送 有線テレビジョン放送			当面は、できる限り多くの放送番組に解説付与	

注3 「権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組」とは次に掲げる放送番組
 権利処理上の理由により解説を付すことができない放送番組
 2か国語放送や副音声など2以上の音声を使用している放送番組
 5.1chサラウンド放送番組
 主音声に付与する隙間のない放送番組

3 手話放送

N H Kにおいては、手話放送の実施時間をできる限り増加させる。放送大学学園、地上系民放、放送衛星による放送（N H Kの放送を除く）、通信衛星による放送及び有線テレビジョン放送においては、手話放送の実施・充実に向けて、できる限りの取り組みを行う。

<< 不均等待遇・合理的配慮の事例 >>

情報の提供等における「不均等待遇の事例」及び「合理的配慮の事例」は、例えば、以下のものが挙げられます。

不均等待遇の主な事例

- ・ 知的障害のある人には分からないだろうと判断して情報提供をしないこと。

合理的配慮の主な事例

- ・ 講習会等において手話通訳者及び要約筆記者を配置すること。
- ・ 知的障害のある人が理解しやすいよう資料に写真・ふりがなを入れること。
- ・ 障害のある人が理解しやすいホームページを作成すること。
- ・ 障害のある人が情報を得られるよう情報機器を用意又は提供すること。

〔注〕 上記は、あくまでも例示です。

一見不均等待遇と思われる行為であったとしても、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合には差別に当たらないときもあります。

また、合理的配慮の不提供についても、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担になる場合には、差別に当たらないときもあります。ただし、過度な負担とならない別の方法で合理的配慮をする必要があります。

「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」及び「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」の説明責任は、情報の提供又は発信を行う者側にあることは、第2条の解説等（27頁参照）で記載しているところですが、差別に該当するかしないかについては、個別具体的な事案において判断されることとなります。

最終的に差別に該当するかしないかの判定は、事案の内容を総合的に勘案し、障害のある人の相談に関する調整委員会（第20条）において行われます。

不均等待遇及び合理的配慮の事例については、上記に限定されたものではありません。

この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられるほか、時代の進展に伴って、通常と異なる取扱いをする特別な事情が解消されたり、過度な負担なしに合理的配慮の提供が可能となること等によって、それまで差別に当たらないとされていたものが差別へと変わっていく可能性があります。

<< 差別に当たらない主な事例 >>

障害を理由とする行為であるかないかは一概に判断しにくい場面もありますが、この条における差別の対象とならない事例としては、具体的には以下のものが挙げられます。

- ・個人が運営するブログについて、単なる日記であることを理由に、掲載している動画に字幕を付していない場合。

ブログへの投稿が、多数の者に対する何らかの情報の提供又は発信を目的に行われているものではなく、単に個人的な日記として行われており、インターネット上で多数の者が閲覧することが可能であるというだけであれば、個人のそのようなブログにまで、字幕を付すよう求めることは、条例による過度の規制となるためです。

差別に当たらない事例については、上記に限定されたものではありません。この条例を運用していく上で、実例として積み上がっていくと考えられます。